

## 📌 ご存知ですか？「ジェネリック医薬品」

一般的に、医療機関で処方される薬の多くは先発医薬品（新薬）ですが、この新薬と同じ有効成分で作られる後発医薬品のことを「ジェネリック医薬品」とよびます。

※ジェネリックとは、英語で「一般的な」とか「総称」などという意味です。

### 新薬に比べ安価です

新薬には、膨大な開発期間と費用がかけられており、製造・販売の特許期間が設けられています。一方、ジェネリック医薬品はこの特許期間が切れた後に、開発費用などをかけずに同じ有効成分で作られることにより、新薬に比べ安価な販売価格で提供されています。（メーカーによって違いはあるが、約3～5割程度安くなる場合が多い。）

慢性的な病気で長期間にわたって薬を処方してもらっている、または短期間でも数種類の薬を処方してもらっている方ほど、自己負担額の節減額が大きくなります。

### 効果と効能はほとんど変わりません

ジェネリック医薬品には、新薬と同じ有効成分が使われているため、その効果・効能はほとんど同じで、品質が悪いわけではありません。万一、服用してみて何らかの違和感や体調に変化が生じた場合には、新薬に戻すことも可能です。担当医や薬剤師と相談の上、上手に有効利用してください。

### 医療費の節減に結びつきます

皆さん一人ひとりがジェネリック医薬品を上手に有効利用することによって、自己負担及び医療費の節減に結びつきます。自分の財布にも、国保医療費にもやさしい薬の選び方を心がけてみましょう！

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額の見込みが500円以上の方を対象に「ジェネリック医薬品差額通知」を2月に送付しています。

### 利用するには

処方せんに「後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更不可」の欄があり、ここに医師の署名または記名・押印がない場合には、ジェネリック医薬品を利用することができます。

薬局の受付窓口にて処方せんを渡す際に、ジェネリック医薬品希望を口頭で伝えるか、言いにくい場合には「ジェネリック医薬品希望カード」を見せることで利用の意思が伝わります。

医師の署名等がないからといって、全て変えられるわけではありません。症状により変えることができない薬や、病院・薬局によっては取り扱いのない薬もあるので、利用に際しては、担当医や薬剤師と十分な相談の上、利用してください。



## 高齢受給者証の更新について

国民健康保険高齢受給者証を4月1日に更新します。新しい受給者証は3月下旬に郵送します。

更新の対象者は、国民健康保険加入者で、昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までに生まれた方（3割負担している現役並み所得者を除く）です。手続きはありません。